

## 受領委任払い制度を取扱う事業者の皆様へ

香取市役所高齢者福祉課

### 1 事業者の登録について

- ・事業者の登録をする場合は、「香取市福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録申請書（第1号様式）」を提出してください。
- ・申請書の添付書類として事業者の履歴・実績一覧、パンフレット等が必要となります。
- ・複数の事業所を登録する場合は、それぞれの事業所ごとに申請書を作成し提出してください。
- ・福祉用具販売の場合は、都道府県から介護保険事業者として指定を受けている必要がありますので「事業者番号」欄には必ず介護保険事業所番号を記入してください。
- ・一事業所で福祉用具販売と住宅改修の申請をする場合「事業の種別」欄の1と2両方を選択してください。（種別ごとに申請する必要はありません。）
- ・登録終了後、市より「香取市福祉用具購入費等受領委任払い事業者登録決定（却下）通知書（第2号様式）」を交付します。

### 2 変更・廃止（休止・再開）の届出について

- ・事業所の所在地、事業者名、代表者氏名、連絡先等にあった場合は「香取市福祉用具購入費等受領委任払い登録事項変更届出書（第4号様式）」を速やかに提出してください。
- ・事業所を廃止、休止、又は再開する場合は「香取市福祉用具購入費等受領委任払い登録事業廃止（休止・再開）届出書（第5号様式）」を速やかに提出してください。

### 3 登録の取消について

次の場合、登録が取り消されます。

- ・請求の内容に不正があったとき
- ・不正の手段により登録を受けたとき
- ・倒産したとき又は適切な事業運営ができなくなったとき

- ・ 守秘義務に違反したとき
- ・ 市からの報告の求めに応じないとき又は虚偽に報告をしたとき

#### 4 その他（償還払との変更点）

##### (1) 福祉用具購入の場合

- ・ 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）に住所、事業所名、代表者名、電話番号をご記入いただき、代表者印を押印してください。
- ・ 利用者あての領収書には、介護保険対象費用の1割、2割または3割分であることの記載をしてください。
- ・ 以下の記載のある「受領委任払い（福祉用具・住宅改修）に係る購入費用明細書」を添付してください。

被保険者住所・氏名、福祉用具の種目・商品名、保険給付分（9割、8割または7割分）と被保険者自己負担額（1割、2割または3割分）それぞれの額とその合計額、販売日、事業者名・代表者名および代表者印

##### (2) 住宅改修の場合

###### 事前申請時

- ・ 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）に住所、事業所名、代表者名、電話番号をご記入いただき、代表者印を押印してください。

###### 支給申請時（改修終了後）

- ・ 利用者あての領収書には、介護保険対象費用の1割、2割または3割分であることの記載をしてください。
- ・ 以下の記載のある「受領委任払い（福祉用具・住宅改修）に係る購入費用明細書」を添付してください。

被保険者住所・氏名、改修の内容、保険給付対象額（保険給付分（9割、8割または7割分）と被保険者自己負担額（1割、2割または3割分）それぞれの額）、保険給付対象外経費がある場合その額、以上すべての合計額、日付、事業者名・代表者名および代表者印

###### 問合せ先

千葉県香取市佐原口2127番地 香取市役所福祉健康部高齢者福祉課

電話 0478-50-1208 ファックス 0478-50-1379

メール kaigo@city.katori.lg.jp